

日医発第 1793 号（保険）  
令和 7 年 1 月 28 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿  
郡市区医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

2 月中のベースアップ評価料の届出を目指した説明動画について

まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関におかれては、是非、2 月中のベースアップ評価料の届出を積極的にご検討頂きたく、大幅に簡素化した新様式に関するわかりやすい説明動画を作成しましたので、貴会会員への周知徹底をお願い申し上げます。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）のみを届け出る場合の届出様式が大幅に簡素化されたことについては令和 7 年 1 月 14 日付け日医発第 1732 号（保険）にてご案内し、また同月 17 日付け日医発第 1742 号（保険）では新様式の作成に係る説明資料についてご案内申し上げたところです。

今般、上記に加え、2 月中に新たに届出を行う医療機関に向けて当該新様式の作成方法を説明する動画を作成し、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載いたしましたので、お知らせ申し上げます。

改めてのご案内となりますが、国の令和 6 年度補正予算において、例えば、診療所であれば 1 施設当たり 18 万円の給付金が支給されることになり、そのためにはベースアップ評価料の算定が必要とされております。

そこで、まだベースアップ評価料を算定されていない医療機関は、2 月中のベースアップ評価料の届出について積極的にご検討頂きたく、研修会や会議等での上記資料のご活用を含め、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、既に外来・在宅ベースアップ評価料（I）を届け出ている医療機関については、今回の新様式を改めて届出する必要はございません。また、上記給付金の申請方法等につきましては、厚生労働省より示され次第ご案内申し上げますこととさせていただきます。

(参考) 日本医師会ホームページ メンバーズルーム

医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」URL

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>